概要版

矢板市
こども計画

令和７年度～令和 11 年度

令和7年3月

矢　板　市

第１章　計画策定にあたって

1 策定の背景

■本市においては、「第２期矢板市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども、親、地域みんなでつくる子育て支援のまち　矢板」を基本理念とし、各種取組を進めてきました。

■この第２期計画が令和６年度で最終年度を迎えることから、**こどもを取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、こども施策を総合的に推進するため「矢板市こども計画」を策定**します。

2 こどもを取り巻く施策の動向

■こども基本法に基づく「こども大綱」を踏まえ、**“こどもまんなか社会”の実現を目指す**方向で位置付けられています。

■本計画においても、「こども大綱」の趣旨を踏まえながら、各種施策の検討を進めていきます。

“こどもまんなか社会”って？

“こどもまんなか社会”とは、こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、**将来にわたって幸せに生活できる社会のこと**です。

3 計画の性格と位置付け

■本計画は、本市の最上位計画である「矢板市総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合を図りながら、「こども大綱」及び「栃木県こども計画」を勘案し、策定するものです。

4 計画の期間

■計画期間は**令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５か年間**とします。なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

5 計画策定体制

■子ども・子育て会議や庁内検討委員会の開催

■子ども・若者・子育て当事者等へのアンケート調査

■パブリックコメント（令和７年１月 23 日～２月 25 日）の実施

1 統計データによる現状

①　児童人口（０～11 歳）の推移

こどもの人口が減少

■本市の０～11 歳人口は**減少傾向で推移**し、令和６年の０～５歳の就学前児童人口は令和２年の 1,138 人と比べて 254 人の減少、令和６年の６～11 歳の就学後児童人口は令和２年の 1,412 人と比べて 146 人の減少となっています。

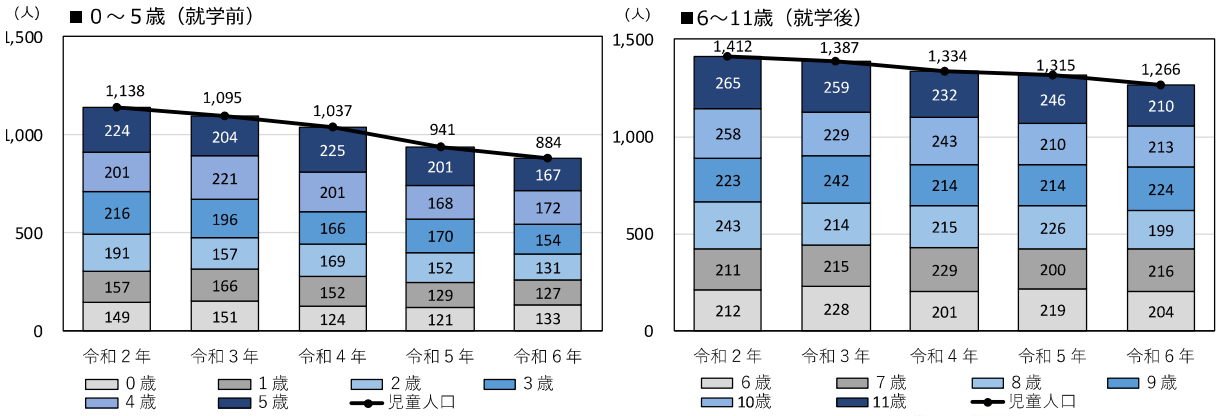

②　合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の低下

■本市の合計特殊出生率は、**減少傾向で推移**しており、令和４年には 1.14 まで減少し、**全国及び栃木県の合計特殊出生率を下回っています。**

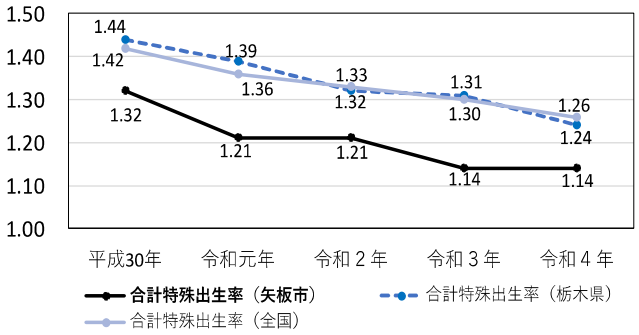

③　婚姻率及び初婚年齢の推移

婚姻率の低下

■本市の婚姻率は、増減があるものの**減少傾向で推移**し、令和４年には人口千人あたり 1.75 となっています。

■また、夫・妻の初婚年齢については増減を繰り返しており、令和４年では夫が 31.2 歳、妻が 30.7 歳となっています。

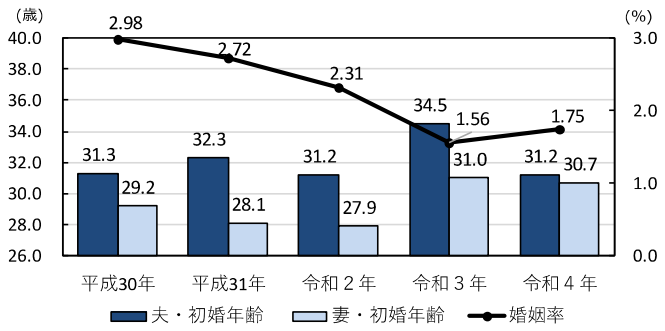

2 アンケート調査結果等の概要

①子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

子育てする上で相談できる相手・場所

「いない／ない」人が **約１割** 存在する

さらに・・・
相談先についてみると、**公的機関が設置している窓口**（「保健所・保健センター（保健師）」、「子育て支援施設（児童館等）」、「自治体の子育て関連窓口」等）は**１割以下に**とどまっている

母親の就労状況
（育休等を含む）

就学前児童・小学生保護者ともに
８割以上

育児休業の取得者（または取得中）の割合

就学前児童の母親で約６割、**父親は約１割にとどまる**

さらに・・・
父親の取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」といった**経済面の不安や職場の状況を理由とする回答が多い**

行政に対して今後期待する子育て支援

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」
「安心してこどもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」
「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」
が多く挙げられている

②こども・若者意識調査

中学生から 39 歳までを対象に、就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援等を把握するため、「こども・若者意識調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

自己肯定感について「自分の将来に明るい希望がある」と回答した割合

５割程度にとどまる

※全国では 66.4%が「明るい」と回答しており、10%以上低い

未婚者で「一生結婚するつもりはない」割合

約２割存在する

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある人の割合

４割以上存在する

将来矢板市に住み続けたいと思う人の割合

50.1%

さらに・・・
「就職先の選択肢が豊富」
「子育てや教育環境が整っていること」
を**重要視**している

③こどもの生活に関する実態調査

小学５年生・中学２年生本人とその保護者を対象に、普段の生活、家庭の経済状況、必要な支援等を把握するため、「こどもの生活に関する実態調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

収入階層の違いによる進学先選択への影響、保護者の精神的な負担への影響がみられる

例えば・・・

保護者のこどもに理想的にはどの段階の学校まで進んでほしいかについてみると、いずれの収入階層においても「大学まで」と回答した保護者の割合が最も高くなっていますが、現実的には中央値未満・中央値の 1/2 以下では「高校まで」と回答した割合の方が高くなっている

【こども】利用したい支援

収入が低い階層ほど**平日の夜や休日を過ごすことができる場所や夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）などに対してニーズが高い**

ただし・・・

家庭の経済状況に関わらず、居場所や学習の支援に対する児童生徒はニーズがある

【保護者】現在必要としている支援

いずれの収入階層においても**「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」**が最も高い

④こどもまんなかミーティングの概要

■本市では、「こどもまんなか応援サポーター」宣言を受け、近い将来、社会の一翼を担う高校生から、市長との意見交換を通して、これからの矢板市政に対して意見をもらい、地域社会の活性化につなげることを目的に実施しました。

テーマ詳細：「高校生が考える未来の矢板市とは」

・住んでみたい場所とは　・働きたい場所とは　・矢板市の良さとは

■参加した高校生からは、交通やシティプロモーションについてなど、様々な意見が挙げられました。

CHECK

聴取した意見の活用

意見聴取した内容については、今後も矢板市子ども・子育て会議や庁内検討委員会等を通じてこども・若者施策を検討するために活用するとともに、引き続き**施策に反映することができるよう**取り組みます。

第３章　計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援するとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、進学や就職、結婚などの自己実現が目指せるとともに、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がこどもと一緒に元気に過ごせるまちの実現を目指すため、下記のとおり基本理念を定めます。

2 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。

1	こども・若者を権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」を目指します
2	こども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します
3	全てのこども・若者や家庭を対象とした良好な成育環境を確保します
4	地域全体でこども・若者や子育てを支援します

3 施策の体系

基本理念

やっぱり矢板がいちばん！　いつも安心・幸せ子育て♪　たくさん笑顔のまちづくり

基本的視点

①こども・若者を権利の主体として尊重し、「こどもまんなか社会」を目指します
②こども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目ない支援を推進します
③全てのこども・若者や家庭を対象とした良好な成育環境を確保します
④地域全体でこども・若者や子育てを支援します

こども・若者

- **基本目標１ こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備**
  - （１）心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
  - （２）健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進
  - （３）学校等における教育環境の整備
  - （４）こども・若者の人格等の尊重と権利保障
  - （５）こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出
- **基本目標２ 若者の将来の希望を叶える取組**
  - （１）就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援
- **基本目標３ 困難を抱えるこども・若者への支援**
  - （１）困難を抱えるこども・若者への支援
  - （２）障がいのあるこども・若者への支援
  - （３）こどもの貧困対策の推進
  - （４）児童虐待防止対策の推進
  - （５）社会的養護を必要とするこどもへの支援

子育て当事者・家庭

- **基本目標４ 喜びのある子育てにつながる支援**
  - （１）妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
  - （２）ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上
- **基本目標５ 困難を抱える家庭への支援**
  - （１）ひとり親家庭等の自立支援
  - （２）困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

地域社会

- **基本目標６ 結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成**
  - （１）地域社会全体で取り組む気運の醸成
- **基本目標７ 安全・安心な生活環境の整備**
  - （１）こどもの安全対策の推進
  - （２）子育て等を支援する生活環境の整備
- **基本目標８ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援の促進**
  - （１）地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援
  - （２）仕事と家庭の両立を支える環境整備

こども・若者

基本目標１　こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

（１）　心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策

○次代を担うこどもたちが、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、医療体制の充実に努めます。また、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであることから、食育の推進にも努めます。

主な事業

◆乳幼児健康診査事業
◆各種健康相談事業
◆５歳児健康診査
◆予防接種事業
◆児童生徒の健康管理の充実
◆こども医療費助成事業

など

（２）　健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

○全てのこども・若者が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、その成長を見守り支えるため、地域における環境づくりを進めます。

主な事業

◆こどもの居場所づくり事業（ぽけっとサロン事業）
◆高校生まちづくり活動事業
◆親子の体験活動機会の創出
◆文化・芸術に親しむ活動
◆各種スポーツ教室等の充実

など

（３）　学校等における教育環境の整備

○次代の担い手であるこどもたちが、豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育環境を整備します。

主な事業

◆幼・保・小の連携
◆学校の適正配置及び改修
◆思春期学校保健事業
◆情報機器整備事業
◆外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置
◆キャリア・スタート・ウィーク事業

など

（４）　こども・若者の人格等の尊重と権利保障

○大人だけでなく、こども・若者自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、こども・若者一人一人の幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

主な事業

◆こども・若者の人権尊重

（５）　こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

○こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

主な事業

◆こどもの意見聴取に関する取組
◆中高生団体への支援

基本目標２　若者の将来の希望を叶える取組

（１）　就職、結婚等ライフイベントにおける自己選択・自己決定の支援

○若者が経済的な不安なく、社会の一員として役割を果たせるよう、小中学生の時期からの学習支援に加え、就業支援等の自立支援を行うことにより、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

主な事業

◆若者への就業支援事業
◆出会いの創出と結婚への支援
◆若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進
◆思春期教室
◆小中学生への学習支援

基本目標３　困難を抱えるこども・若者への支援

（１）　困難を抱えるこども・若者への支援

○ひきこもり、不登校、非行、貧困、ヤングケアラー、犯罪被害等、こども・若者が抱える困難は相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっています。これらに対応する機関が連携し、重層的で切れ目のない支援を行います。

主な事業

◆スクールカウンセラーの活用
◆適応指導教室の充実
◆外国籍のこどもへの学習支援
◆ヤングケアラー把握と支援
◆社会的自立に関する相談支援
◆こども・若者の自殺対策

（２）　障がいのあるこども・若者への支援

○障がいの有無に関わらず、一人一人の個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

主な事業

◆個への対応
◆障がい児保育の実施
◆障がい児のための学童保育の充実
◆特別支援教育の推進
◆特別な支援が必要な児童生徒及び保護者への支援（こどもみらいそうだんしつ）

など

（３）　こどもの貧困対策の推進

○生活に困難を抱えていると考えられているこどもや家庭の実態把握に努めるとともに、教育支援、生活支援、経済的支援、保護者に対する就労の支援など、多様な支援を推進します。

主な事業

◆児童手当支給事業
◆やいたみらいっ子誕生祝金
◆労働情報の提供の推進

（４）　児童虐待防止対策の推進

○児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、市と児童相談所をはじめとした関係諸機関との役割分担・連携の充実に努めるとともに、児童虐待等の被害を受けたこどもへの支援を行います。

主な事業

◆要保護児童対策地域協議会の充実
◆児童虐待防止啓発事業

（５）　社会的養護を必要とするこどもへの支援

○家族状況など様々な要因から、社会的な養護を必要とするこどもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取組を進めます。

主な事業

◆要保護児童対応研修会の受講の推進
◆就学援助事業
◆奨学金貸与・給付事業
◆里親制度の周知

基本目標４　喜びのある子育てにつながる支援

（１）　妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実

○妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実に努めるとともに、そうした支援や取組の情報発信を強化します。

主な事業

◆妊産婦健康診査事業
◆妊産婦及び乳幼児の訪問指導
◆産後ケア事業
◆こんにちは赤ちゃん事業
◆各種教室
◆子育て支援アプリ　など

（２）　ニーズに応じた教育・保育の提供と質の向上

○保護者が安心して子育てができると同時に、こどもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

主な事業

◆学童保育館の整備・充実
◆ファミリーサポートセンター事業
◆休日保育の実施
◆セカンドブック事業
◆託児ボランティアの育成
◆保育士の資質の向上　など

基本目標５　困難を抱える家庭への支援

（１）　ひとり親家庭等の自立支援

○ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的支援を行うとともに、多様な保育サービスの利用促進等子育て支援サービスの充実を推進しながら、生活の安定と自立を支援します。

主な事業

◆ファミリーサポートセンター事業の利用促進
◆多様な保育サービスの利用促進
◆ひとり親家庭医療費助成事業
◆児童扶養手当支給事業

（２）　困難を抱える保護者に対する就労の支援、経済的支援

○保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

主な事業

◆母子・父子自立支援員兼女性相談員による就業相談
◆遺児手当支給事業

基本目標６　結婚応援、子育て支援に取り組む気運の醸成

（１）　地域社会全体で取り組む気運の醸成

○子育てや少子化に関する意識啓発のほか、地域の各事業を通じたこども・若者の交流を促進するとともに、世代間交流や就労状況改善の取組等により、地域社会全体で取り組む気運の醸成に努めます。

主な事業

- ◆子育て支援や少子化に関する意識啓発
- ◆地域子育て推進（子育てランド）事業
- ◆交流イベント事業の充実
- ◆結婚を希望する人の希望が実現するための取組の推進
- ◆就労環境改善のための要請活動の充実

基本目標７　安全・安心な生活環境の整備

（１）　こどもの安全対策の推進

○こどもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感、故郷への愛着をもって生活できる環境の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

主な事業

- ◆公園の安全確保・魅力化
- ◆歩道の整備
- ◆交通安全教室
- ◆防犯パトロール隊の設置

（２）　子育て等を支援する生活環境の整備

○家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政が更に緊密な連携を図りながら、こどもたちが犯罪等に巻き込まれたり、加害者になったりしないよう、健全に育まれる環境づくりを進めます。

主な事業

- ◆環境浄化運動の推進
- ◆喫煙・飲酒防止についての啓発
- ◆薬物乱用問題についての啓発
- ◆情報モラル教育の実践

基本目標８　地域全体でのこどもの成長、子育ての支援の促進

（１）　地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

○こどもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的に関わり合うための機会や場を提供するなどの取組を推進します。

主な事業

- ◆地域学校協働本部事業
- ◆矢板市子ども会連合会の支援
- ◆地域行事への参加促進

（２）　仕事と家庭の両立を支える環境整備

○子育てにかかる負担が、どちらか一方の性に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的に関わっていけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

主な事業

- ◆低年齢児保育の充実
- ◆男女共同参画計画「あいプラン」の推進
- ◆矢板市が目指す男女共同参画社会
- ◆就労環境の改善のための広報・啓発活動

第５章　量の見込みと確保方策

■本計画では、国の指針に沿って５年の計画期間（令和７年度から令和 11 年度まで）における、**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の需要量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。**

■本市では、市全域を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、本市では、市全域を１つの提供区域として設定することとします。

第６章　推進体制

1 計画の推進に向けて

（１）推進体制の整備

本市では、本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。

（２）こども・若者の市政参画の促進計画の推進

本市では幅広く、多様な背景を持つこども・若者から意見を聴き、**その意見が施策に反映されるよう**努めます。

（３）地域や関係機関等との連携・協働

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、**地域や関係施設・機関等との連携・協働が不可欠**です。地域の子育て支援団体、ＮＰＯ法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、矢板市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのＰＤＣＡサイクルを行う上での評価・参考指標として以下の「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を設定し、評価・検証を行います。

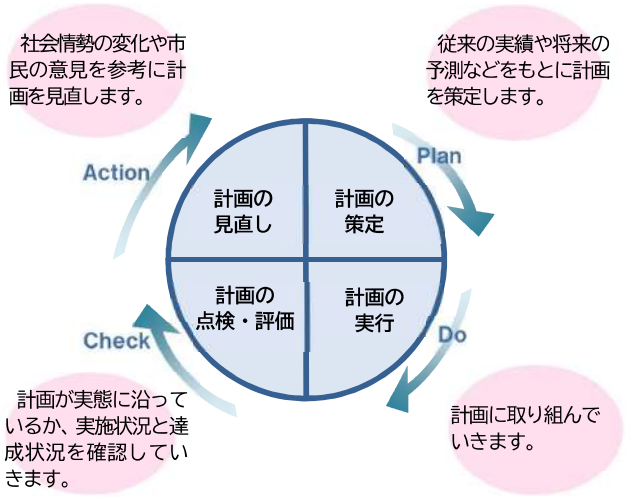

【「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標】

項目	現状値	目標値
「生活に満足している」と思うこどもの割合	59.8%（注１）	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	66.8%（注２）	70%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	84.1%（注３）	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	98.3%（注４）	現状維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	49.5%（注５）	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	56.0%（注６）	70%
「日頃、こどもをみてもらえる親族・知人がいる」と思う子育て当事者の割合	87.4%（注７）	90%